


# 福祉サービス 第三者評価



前略  
実施しませんか？

評価機関

社会福祉法人 愛知県社会福祉協議会

## 第三者評価を受けることの効果

### 内的効果

#### 〈問題点の改善と具体的な目標設定〉

自らの提供するサービスの質について改善すべき点が明らかになるため、サービスの質の向上に向けた取り組みの具体的な目標設定が可能となります。

#### 〈職員の自覚と改善意欲〉

福祉サービス第三者評価を受ける過程において、職員が施設運営の問題点を共通理解でき、職員同士の結束力が高まり、改善事項を話し合う中で、職員の意識改革につながります。

### 外的効果

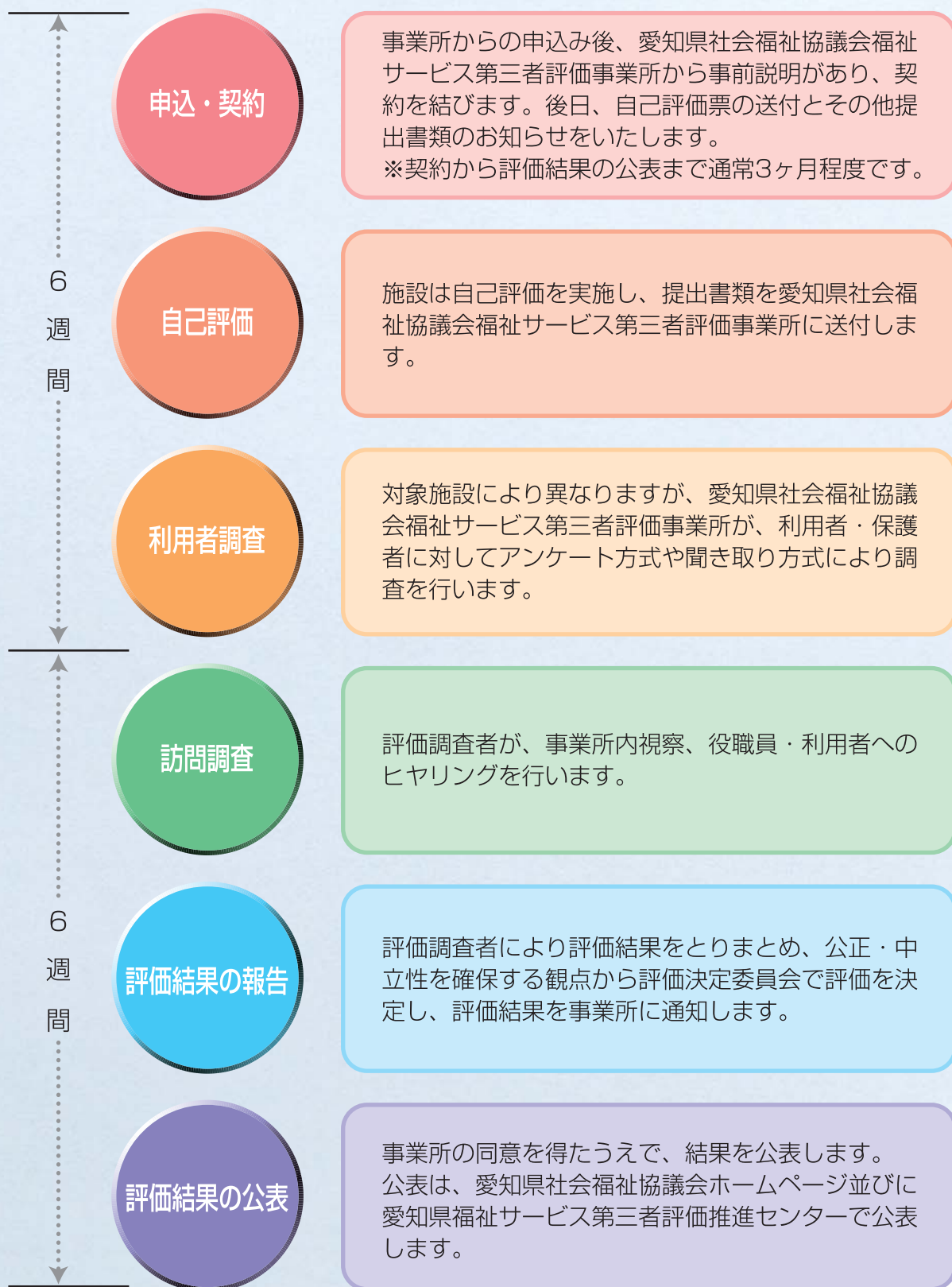
#### 〈信頼の獲得〉

福祉サービス第三者評価を受審することにより、評価結果等が利用者の適切なサービス選択への情報となり信頼の獲得につながります。

## 愛知県社会福祉協議会福祉サービス第三者評価手数料

	施設業種別及び定員	単価(税込み)円
1	保 育 所 (定員100人以上)	262,500円
	保 育 所 (定員99人~70人)	210,000円
	保 育 所 (定員70人未満)	157,500円
2	障 害 福 祉 施 設 (定員70人以上)	367,000円
	障 害 福 祉 施 設 (定員69人~50人)	315,000円
	障 害 福 祉 施 設 (定員50人未満)	262,500円
3	児 童 入 所 施 設 (定員75人以上)	262,500円
	児 童 入 所 施 設 (定員74人~50人)	210,000円
	児 童 入 所 施 設 (定員50人未満)	157,500円
	母 子 生 活 支 援 施 設 (定員20世帯以上)	210,000円
	母 子 生 活 支 援 施 設 (定員20世帯未満)	157,500円

# 評価の流れ

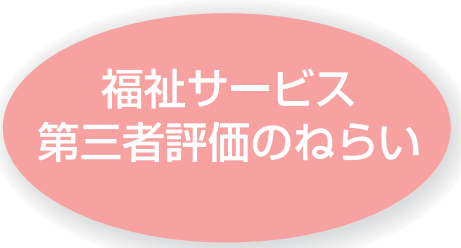


評価調査者とは：愛知県福祉サービス第三者評価推進センターの養成研修会を終了し、愛知県より評価調査者として登録されている方々です。




# 福祉サービス第三者評価とは

福祉サービスにおける第三者評価事業とは、事業者が提供するサービスの質を公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価するものです。

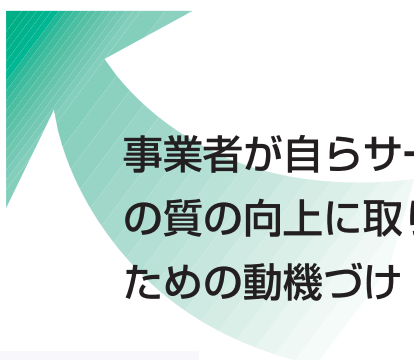


福祉サービス  
第三者評価のねらい




利用者がサービスを選択する時のたすけとなる情報提供

利用者本位の福祉の実現



事業者が自らサービスの質の向上に取り組むための動機づけ

- 
- ☆ 福祉サービス提供事業者の格付けや順位付けをするものではありません。
  - ☆ 監査によるところの、社会福祉施設の事業を行うための最低基準を満たしているか、否かについて確認をするものではありません。

**愛知県社会福祉協議会**  
**福祉サービス第三者評価事業 受審申込書**



平成      年      月      日

法人	名 称	
	代表者氏名	
	所 在 地	(〒      -      )
	電 話 番 号	
	E - m a i l	


施設等	名 称	
	施設長名	
	所 在 地	(〒      -      )
	電 話 番 号	
	F A X	
	E - m a i l	
	担当者氏名	

※該当のところに○を付してください。

評価希望対象施設	保 育 所 障 害 福 祉 施 設 児 童 入 所 施 設 母 子 生 活 支 援 施 設	第三者評価実施	平成      年      月頃
----------	--	---------	-------------------

**FAX : 052 - 232 - 2050**

愛知県社会福祉協議会  
 福祉サービス第三者評価事業所（施設福祉部）行



**社会福祉法人 愛知県社会福祉協議会  
福祉サービス第三者評価事業所  
(施設福祉部)**

---

住 所 名古屋市中区丸の内二丁目4番7号  
電 話 (052) 232-1184  
F A X (052) 232-2050  
Eメール shisetsu@aichi-fukushi.or.jp  
ホームページ <http://aichi-fukushi.or.jp>